

消費生活サポーター養成講座を開催しました

令和元年8月27日(火)、9月3日(火)、2週に渡り市民文化センターにて「消費生活サポーター養成講座」を開催しました。

本市消費生活センター消費生活専門相談員による「市内の消費者トラブルその事例と対処法」についての講話からはじまり、渡邊 洋二郎弁護士による『「消費者を守る法律」や「契約の基礎知識」』、沼津警察署署員による「特殊詐欺の現状と対処法」等、消費生活に関する知識を、日ごろ消費者トラブルのご相談を受け、対応している各専門家から講演いただきました。



沼津市内で起きている最新の情報を学ぶことができるということもあり、予定の定員(60名)を超える申し込みと、当日も多くの方にご参加いただくことができました。

- 「消費者トラブルは誰の身にも起こる可能性がある」
- 「知識は誰にも奪われない財産 知ることは選択肢を増やすこと」
- 「消費者トラブルの事例や対処法を知り、自分が巻き込まれないスキルを身につけ、周囲の方に伝えることで、地域の見守りにもつながる」
- 「消費者を守る法律や契約の基礎を理解することで、トラブルの回避や冷静に対応、相談をすることができる」
- 「市内でもオレオレ詐欺が発生しており、自身はもちろん周囲の方が被害に遭っていないか、声かけや見守りも重要」

日ごろからトラブルに向き合っている講師陣だからこそ伝えられる言葉や事例に、参加者のみなさんは真剣な表情で聴講されていました。

令和元年度より新たに開催した「消費生活サポーター養成講座」ですが、次年度以降も継続予定です。消費者トラブルは日々多様化しています。興味のある方は次回にぜひ受講ください。

